

## 美濃加茂市緑化推進委員会緑化推進助成金交付要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、美濃加茂市緑化推進委員会が（社）岐阜県緑化推進委員会から交付される「緑の募金」による市町村還元金の一部を使用し、自治会等が行う緑化推進事業を助成することにより、市内緑化及び緑化啓発活動の推進を図ることを目的とする。

### (助成事業者)

第 2 条 この助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる団体で、政治活動及び宗教活動を目的とした団体でないこと。

- (1) 美濃加茂市の自治会
- (2) 市民が組織する各種団体
- (3) 市内に事務所又は工場を有する企業
- (4) その他、市緑化推進委員会会長（以下「会長」とする）が必要と認めた団体

### (助成対象活動)

第 3 条 助成の対象は、次の各号のすべての条件を満たすものとする。

- (1) 市内にある公共用地で、自治会等が植樹を行う場所であること。
- (2) 市内で開催されるイベント等で、市内緑化及び緑化啓発の推進を行うものであること。
- (3) 国又は地方公共団体等から、類似している補助金又は助成金を受けていないこと。

### 2 その他、会長が必要と認めた市内緑化活動

### (助成対象経費)

第 4 条 助成対象経費は、緑化活動実施に必要な経費のうち、苗木、用土、肥料、支柱、工具リース代、ガソリン等原材料の購入費用とし、印刷費や交通費等の事務的経費及び食糧費を除くものとする。

### (助成金額等)

第 5 条 助成は、予算の範囲内において行い、1 団体当たり原則年 1 回とし、助成金額は 20 万円以下とする。ただし、同一の団体が 1 年度の間に複数回の助成を受けようとする場合は、あらかじめ各団体で承認された年間活動計画書を提出したものに限り、助成の決定を行うことができる。

### (交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を活動実施日の 15 日前までに会長に提出するものとする。

- (1) 緑化推進活動助成金交付申請書（別記様式第 1 号）
- (2) 緑化活動実施に係る苗木代等の見積書（3 社程度の見積書）
- (3) 活動実施箇所を示す図面

(交付決定)

第 7 条 会長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、緑化推進活動助成金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により、申請者に通知する。

(実績報告)

第 8 条 申請者は、助成活動の実施完了後 15 日以内に、次に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 緑化推進活動助成金実績報告書（別記様式第 3 号）
- (2) 苗木等の購入に係る納品書及び請求書

(交付決定の取消)

第 9 条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽り、その他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他交付決定の内容に違反したとき。

(助成金の返還)

第 10 条 会長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、申請者に対し助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。